明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二七）　二
○地方自治法施行令等の一部を改正する政令（二八）　三
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二九）　三
○東日本大震災の被害者の食品衛生法第五十二条第一項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令（三〇）　四
〔省　令〕
○地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（総務五）　四
○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則の一部を改正する省令（国土交通三）　二〇
〔告　示〕
○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（総務三二）　三
○政党助成法第二十一条第一項の規定による政党の解散等の届出があったので公表する件（同三三）　二五
○政党助成法第二十七条第二項の規定による特定交付金を受けようとする政治団体の届出があったので公表する件（同三四）　二六
○特定交付金の交付を受けるべき政治団体の名称及び当該政治団体に対して交付すべき特定交付金の額を公表する件（同三五）　二六
○平成二十四年分として交付した政党交付金の総額及び各政党に対して交付した政党交付金の額を公表する件（同三六）　二七
○平成二十四年中において交付した特定交付金の総額及び特定交付金の交付を受けるべき各政治団体に対して交付した特定交付金の額を公表する件（同三七）　二七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　二七
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、型式部材等製造者の認証、日本弁護士連合会公示送達関係　二七
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　二七
会社その他
会社決算公告　二七

本号で公布された法令のあらまし

◇地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二七号）（総務省）

地方自治法の一部を改正する法律（平成二四年法律第七二号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二五年三月一日とすることとした。

◇地方自治法施行令等の一部を改正する政令（政令第二八号）（総務省）

地方自治法施行令の一部改正関係

1　直接請求制度に関する事項

(一)　条例制定又は改廃請求代表者が署名し印を押すことを求めるための委任をした場合の、請求代表者証明書を交付した普通地方公共団体の長及び受任者の属する市町村の選挙管理委員会への届出に関する規定を削除することとした。（旧第九二条第三項関係）

(二)　指定都市における条例制定又は改廃請求に係る署名及び印を求めることができる期間を、都道府県と同様に、請求代表者証明書を交付した旨の告示があった日から二箇月以内とすることとした。（第九二条第三項関係）

(三)　指定都市における条例制定又は改廃請求について、条例制定又は改廃請求代表者が(二)の期間の満了の日の翌日から署名簿を当該指定都市の区の選挙管理委員会に提出するまでの期間、署名簿の返付を受けた日又は署名簿の署名の効力が確定した日から条例制定又は改廃請求までの期間及び条例制定又は改廃請求が適法な方式を欠いているときにこれを補正させる期間を都道府県と同様の期間とすることとした。（第九三条の二第一項、第九四条第一項、第九六条第一項、第九七条第二項関係）

(四)　普通地方公共団体の直接請求のうち、議員及び長の解職請求に係る投票方法について、投票用紙に賛否を自書する方法とするとともに、議会の解散請求並びに議員及び長の解職請求に係る投票方法について、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会が定めるところにより、解散又は解職に賛成するときは投票用紙の賛成の記載欄に○の記号を、これに反対するときは反対の記載欄に○の記号を記載する投票方法により行うことができることとした。（第一〇六条、第一〇八条第一項の表、第一〇九条、第一一三条、第一一四条、第一一五条第一項の表、第一一六条の二、第一一七条、第一一八条の表関係）

(五)　選挙権を有する者の総数が八〇万を超える普通地方公共団体について、議会の解散並びに議員、長及び主要公務員の解職請求に必要な署名数に係る要件を緩和し、八〇万を超える場合にあってはその八〇万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四〇万に六分の一を乗じて得た数と四〇万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数としたことに伴い、関係規定の整備を行うこととした。（第一〇〇条の表、第一一〇条の表、第一一六条の表、第一二一条の表関係）

2　一の普通地方公共団体のみに適用される特別法についての賛否の投票に関する事項

一の普通地方公共団体のみに適用される特別法に係る投票方法について、関係普通地方公共団体の選挙管理委員会が定めるところにより、当該法律について賛成するときは投票用紙の賛成の記載欄に○の記号を、これに反対するときは反対の記載欄に○の記号を記載する投票方法により行うことができることとした。（第一八四条、第一八六条第一項、第一八七条関係）

3　特例一部事務組合に関する事項

一部事務組合は、規約で定めるところにより、当該一部事務組合の議会を構成団体の議会をもって組織することができるものとしたことに伴い、その議会を構成団体の議会をもって組織する一部事務組合への地方自治法施行令中普通地方公共団体に関する規定の準用について、必要な読替えを行うこととした。（第二一一条の三関係）